

# 労働災害防止5カ年計画

(第13次労働災害防止計画)

中之条労働基準監督署

## 災害防止計画について

労働災害防止計画は、誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するために、労働災害防止のための主要な対策を労働安全衛生法第6条に基づき国(厚生労働大臣)が定める計画である。

この計画は、昭和33年以来12次にわたり策定されていて、今回で第13次の計画となる。

## 計画のねらい

労働者の安全と健康を確保することは、最も重要な国民的課題の一つです。労働災害は長期的には減少しているが、その減少率は鈍化傾向であり、全国では今なお年間約1,000人が労働災害により亡くなっており、休業4日以上(休業4日以上)の死傷者も年間約11万人にも上っている。

また、長時間労働等による過労死や職場のストレス等によるメンタルヘルス不調が社会問題となっており、化学物質による健康障害も続発している状況にある。

労働災害撲滅のためには、国や労働災害防止団体、事業者、労働者、発注者などの関係者が、それぞれの立場でその役割を果たしながら、労働災害防止に向けて一層の推進を図る必要がある。

本計画は、このような状況を踏まえ、我が国における労働災害防止の主要な対策に関する事項その他労働災害の防止に関し重要な事項を示すものである。

## 計画の期間

2018年度から2022年度までの5か年を計画期間とする。

## 計画の目標(本省版)

国、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

- (1) 死亡災害については、一たび発生すれば取り返しがつかない災害であることを踏まえ、死亡者数を2017年と比較して2022年までに15%以上減少させる。
- (2) 死傷災害(休業4日以上(休業4日以上)の労働災害をいう。以下同じ。)については、死傷者数の増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。
  - ・ 建設業、製造業及び林業については、死亡者数を2017年と比較して2022年までに15%以上減少させる。
  - ・ 陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設及び飲食店については、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。
- (3) 仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を90%以上(71.2%:2016年)とする。
- (4) メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上(56.6%:2016年)とする。
- (5) ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上(37.1%:2016年)とする。
- (6) 化学物質の分類及び表示に関する世界調和システム(以下「GHS」という。)による分類の結果、危険性

又は有害性等を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示と安全データシート(以下「SDS」という。)の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を 80%以上(ラベル表示 60.0%、SDS 交付 51.6%:2016 年)とする。

(7) 第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を 2017 年と比較して、2022 年までに死傷年千人率で 5%以上減少させる。

(8) 職場での熱中症による死傷者数を 2013 年から 2017 年までの5年間と比較して、2018 年から 2022 年までの5年間で5%以上減少させる。

**中之条労働基準監督署における 12 次防の総括**

(1)12 次防の当署の目標

- ①労働災害による死亡者の撲滅(年間0件)
- ②計画期間中における労働災害を、  
・毎年 70 件以下 、 ・前期間比 15%以上減少
- ③ハツ場ダム関連工事等の建設工事における重大災害やじん肺等の重篤な職業性疾病の撲滅
- ④過重労働による健康障害や、職場のストレスによる健康障害等の作業関連疾患の撲滅

(2)12 次防の結果

12 次防の結果をまとめた表が下表である。

業 種	10 次 防災 害数	11 次 防災 害数	12 次 防目 標数	平成 25 年		平成 26 年		平成 27 年		平成 28 年		平成 29 年		12 次 防 災害数	11 次 防との 比	増減率
				目 標	結 果	目 標	結 果	目 標	結 果	目 標	結 果					
全 産 業	416	376	319	67	73	66	62	64	74	62	82	60	82	373	-3	-0.8%
製 造 業	52	61	51	12	8	11	11	10	11	9	18	9	6	54	-7	-11.5%
建 設 業	80	81	68	14	14	14	7	14	16	13	5	13	17	59	-22	-27.2%
運 輸 貨 物	49	26	22	5	2	5	1	4	4	4	6	4	8	21	-5	-19.2%
そ の 他	230	208	175	37	49	36	43	35	43	34	53	33	51	239	+31	+14.9%
社会福祉施設		13	11	3	3	2	1	2	1	2	0	2	5	10	-3	-23.1%
旅館業		60	51	12	14	11	12	10	15	9	10	9	11	62	+2	+3.3%
商業		31	26	6	8	6	1	5	4	5	9	4	2	24	-7	-22.6%
死 亡 災 害		5	0	0	1	0	2	0	1	0	3	0	2	9	+4	+80.0%

表より、

- ①死亡災害の撲滅は、12 次防期間中に9件発生しており、11 次防期間中より増加していることから、目標は達成できなかった。
- ②死傷災害毎年 70 件以下、11 次防期間と比して 15%以上の減少については、平成 26 年に 62 件であるものの、他の年では 70 件以上発生しており、減少率も 0.8%にとどまることから、目標は達成できなかった。

また、

- ③ハツ場ダム関連工事においては、平成 28 年に、現場内に出張していた修理工が、作業用清掃車の修理中に、同清掃車に挟まれて死亡する労働災害が発生しており、その他1月以上の労働災害も散見されることから、目標は達成できなかった。
- ④長時間労働及びストレスによる健康障害の撲滅については、平成 29 年に職場のストレスによる精神疾患による自殺(労災給付決定済み)が発生しており、長時間労働による脳心事案により労災請求も散見されることから、目標を達成できなかった。

以上、12 次防における4つの目標はいずれも達成できなかったものである。

**計画の目標・中之条労働基準監督署**

当署における管内状況、本省並びに群馬労働局の「第13次労働災害防止計画」を踏まえ、中之条労働基準監督署においては、次のような5カ年計画を策定する。

- (1) 労働災害による死亡者の撲滅(年間0件)を目指すこと。
- (2) 計画期間中における労働災害を、12次防期間中と比して5%以上減少させること。
- (3) 管内の主要産業である建設業及び旅館業においては、12次防期間中と比して15%以上減少させること。
- (4) ハツ場ダム関連工事等の建設工事における重大災害やじん肺等の重篤な職業性疾病の撲滅を図ること。
- (5) 過重労働による健康障害や、職場のストレスによる健康障害等の作業関連疾患の撲滅を図ること。

**主要な対策・中之条労働基準監督署**

- ① 死亡災害の撲滅に向け、建設業における墜落・転落災害防止対策の周知を図ること。
- ② 第三次産業(主に旅館業)における労働災害防止及び安全衛生管理の整備を図ること。
- ③ 腰痛等の職業性疾病予防対策のほか、過重労働による脳・心疾患や仕事による強いストレスによる労働者の心の健康確保のためメンタルヘルス対策の充実を図ること。
- ④ 中小規模事業場に対するリスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進を図り、自立的な安全衛生活動を推進すること。

**主要業種目標・中之条労働基準監督署**

業種	11次 防災 害数	12次 防災 害数	13次 防目 標数	2018年		2019年		2020年		2021年		2022年		13次 防 災害数	12次 防との 比	目標 増減率
				目 標	結 果	目 標	結 果	目 標	結 果	目 標	結 果					
全産業	376	373	351	77		74		71		67		62				-5.9%
製造業	61	54	51	11		11		11		10		8				
建設業	81	59	50	11		11		10		10		8				-15.3%
運輸貨物	26	21	20	6		5		4		3		2				
その他	208	239	230	49		47		46		44		44				
社会福祉施設	13	10	9	3		2		2		1		1				
旅館業	60	62	52	13		12		10		9		8				-16.1%
商業	31	24	22	6		5		4		4		3				
死亡災害	5	9	0	0		0		0		0		0				